

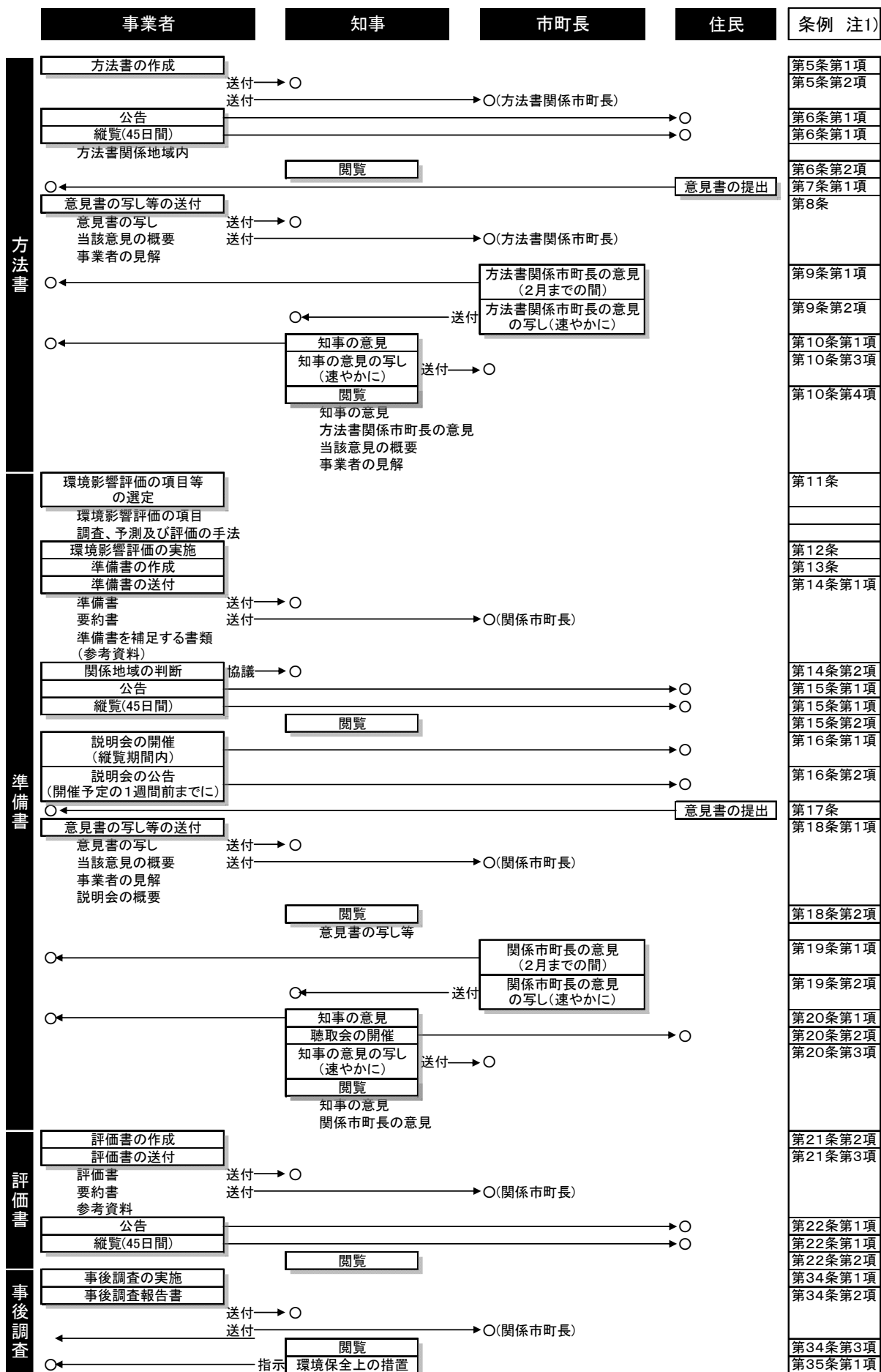
第1章 本書の位置づけ

第1章 本書の位置づけ

1.1 本書の位置づけ

この環境影響評価書は、「三重県環境影響評価条例」(平成10年12月24日、三重県条例第49号)に基づき、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響の程度について、事前に調査し、予測・評価を行うことにより、環境の保全について適正な配慮を行うことを目的として、津市が実施した環境影響評価の内容をとりまとめたものである。

三重県環境影響評価条例に基づく手続きの流れは図1.1-1に示すとおりである。



注1) 条例:「三重県環境影響評価条例」平成10年12月24日、三重県条例第四十九号、最終改正:平成17年10月21日、三重県条例第六七号

図 1.1-1 三重県環境影響評価条例に基づく手続きの流れ

1.2 環境影響評価の実施

1.2.1 事業計画の策定

三重県環境基本条例及び三重県環境基本計画に十分配慮し、対象事業の目的、規模、位置、土地利用計画、施設設置計画、工事計画、環境保全計画、防災計画を検討のうえ、当該事業の計画を策定した。

第3章事業特性に関する情報に記載した。

1.2.2 事業特性の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼす対象事業の内容に関する情報を把握した。

第3章事業特性に関する情報に記載した。

1.2.3 地域特性の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を及ぼす対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況及び社会的状況について、既存文献等により調査し、情報を把握した。

第4章対象事業実施区域及びその周辺の概況（地域特性）に記載した。

1.2.4 影響要因の把握

対象事業の内容等を踏まえ、対象事業の実施に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因について、工事の実施から施設の供用に至る当該事業の各段階ごとに把握した。

第5章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に記載した。

1.2.5 環境影響評価の項目の選定

影響要因により影響を受けるおそれのある環境要素について、当該影響の重大性を検討し、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価を行う項目を選定した。

第5章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に記載した。

1.2.6 調査、予測及び評価の手法の選定

環境影響評価の項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について検討し、事業特性及び地域特性を踏まえ、調査、予測及び評価の手法を選定した。

第5章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に記載した。

1.2.7 方法書の作成

事業特性及び地域特性に関する情報、環境影響評価の項目及び手法等を記載した方法書を作成した。

1.2.8 方法書に対する知事意見、方法書関係市町長及び住民意見を勘案した環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選定

方法書に対する知事意見、方法書関係市町長及び住民意見を勘案して環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の手法を選定した。

第5章環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に記載した。

1.2.9 調査及び予測の実施

方法書に記載した調査及び予測の項目及び手法（知事意見、方法書関係市町長意見及び住民意見を勘案して環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の手法の修正を行った場合にあっては、当該項目及び当該手法）に基づき、調査、予測及び評価を行った。なお、必要に応じて選定した項目及び手法の見直しを行った。

第8章環境影響評価の結果に記載した。

1.2.10 評価の実施

方法書に記載した調査及び予測の項目及び手法（知事意見、方法書関係市町長意見及び住民意見を勘案して環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の手法の修正を行った場合にあっては、当該項目及び当該手法）に基づき、評価を実施した。

第8章環境影響評価の結果に記載した。

1.2.11 環境保全措置の検討

調査、予測及び評価の結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行った。

第8章環境影響評価の結果に記載した。

1.2.12 事後調査の検討

予測評価の結果及び環境保全措置の効果の不確実性等を勘案し、事後調査の項目及び手法の検討を行った。

第10章事後調査の実施計画に記載した。

1.2.13 準備書の作成

環境影響評価の結果等を記載した準備書を作成した。

1.2.14 評価書の作成

知事意見及び関係市長意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮して、準備書記載事項に検討を加え、本評価書を作成した。